

Q55 入所型施設で虐待がある場合に、弁護士会に人権救済申し立てをすることは、どのような場合に有効でしょうか。また、救済申し立てをする場合、どのような点に注意すればよいでしょうか。

弁護士会の人権救済申し立ては、入所型施設で虐待がある場合の有効な解決手段の一つであると言えます。裁判で救済を求めようとする、基本的に被害者である障害者本人が、原告となることを求められますが、知的障害の性質上、困難な場合も多いと考えられ、又、成人の場合、親が代わって原告となる訳にもいかず、原告適格の点で悩むこととなります。

弁護士会の人権救済申し立てであれば、厳格な原告適格という要件が課されていないので、成人障害者に関する場合も、親兄弟が申立人になっても良く、又、施設職員も申立人になることもできると思われれます。

他方、注意点ですが、訴訟ではありませんから証拠裁判主義が貫徹するという手続きではありません。救済申立がなされ、弁護士会から派遣される調査担当委員が、加害者、施設管理責任者などから事情や弁明を聴取する場合、虐待事実を隠し、徹底的に事実を争って来られると、やはり客観的な証拠が必要になることもあります。又、早期解決のためにも証拠は有効です。

そこで、加害者等との面会で見聞きしたことについては、直ぐに、日時場所を明記して詳細なメモを作っておくこと、障害者が帰省し、入浴や着替えの際、あざを見つけたり、みみず腫れが見つかった場合など、体罰の痕跡が発見された場合には、全身と被害部分の写真を撮っておくこと、場合によっては、医師の診断・治療を求めるとともに医学上考えられる原因を含めて記載した診断書を貰っておくことなどしておくこと大変貴重な資料になります。

なお、過去の救済申立事例において、人権侵害をしているということで調査対象とされた職員が侵害事実の存在を否認し、救済勧告なども出されるには至らなかったものの、マスコミで人権救済申立事実が報道される中で、事実上、人権侵害が疑われていた職員らが次々と自主退職して行った事例もあります。この例は、弁護士会委員が外部からオンブズマン的な機関として施設に入ること自体が人権状況の改善に役立つことを示しています。